

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律に関する意見書（案）

政府が提出した、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるテロ等準備罪処罰法は第 193 回通常国会において成立しました。

改正の趣旨は、近年における犯罪の国際化及び組織化の状況並びに国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画等の行為についての処罰規定、犯罪収益規制に関する規定その他所要の規定を整備するものとされています。

この改正法は、重大犯罪を計画・実行準備行為段階で処罰可能とする「テロ等準備罪」を新設する内容が含まれており、広範な対象犯罪、捜査の適用対象、捜査機関による権限の濫用など、多くの疑問や懸念が国民からも示されています。

しかし、これまでの国会における議論を通じて、疑問や懸念が払拭され、国民の理解が進んだとは必ずしも言えません。また、成立過程には多くの国民が疑念を抱いています。世論調査においても、国民の多くが政府の説明は十分であるとは思わないとの結果が出ています。

よって、国におかれては、改正法の施行に当たり、国民の疑問や懸念を真摯に受け止め、今後も具体的かつ丁寧な説明を行い、国民の理解を深めるとともに、適切に運用することを強く求め、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 6 月 26 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
法 務 大 臣
宛

長野市議会議長 小林 義 直